

## 海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、海洋ごみ（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）第2条第3項に規定する「海岸漂着物等」をいう。ただし、水底土砂は除く。以下同じ。）の要因となっている河川由来のプラスチックごみ等を抑制するため、県内の市町村等（一部事務組合を含む。以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の様式、提出期限)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第8条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けず、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「山梨県グリーン購入の推進を図るための基本方針」（平成16年4月）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(書類の提出)

第10条 この要綱で規定する書類の提出は、環境整備課へ提出するものとする。

(帳簿等の整備及び保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、整備保管しておかななければならない。ただし、財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

補助区分		補助対象経費	補助率	軽微な変更	補助限度額
海洋ごみの発生抑制対策に係る事業	海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業（補助事業者が行う海洋プラスチックごみの発生の抑制に係る普及・啓発事業）	報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、負担金、並びに公課費（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）  その他知事が必要と認める経費	当該経費の10分の7以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合  2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合	1,000 千円



(申請者) 殿

山梨県知事

海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金 については、山梨県補助金等交付規則（昭和 3 8 年山梨県規則第 2 5 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった〇〇事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の 2 0 % 以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
- イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月末日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類等は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、整備保管しておかななければならない。ただし、財産処分承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

様式第3号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金事業  
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第4号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
¥ (令和○年○月○日付け 第 号)  
(うち消費税及び地方消費税相当額 ¥ )
- 2 実績報告書(様式第4号の2)
- 3 収支決算書(様式第4号の3)
- 4 その他添付書類



様式第 5 号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

印

海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ① - ② = ③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

様式第 6 号

番 号  
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長

印

財産処分承認申請書

海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、海洋プラスチックごみ発生抑制対策事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

様式第1号の2

事業計画書

1. 事業計画書作成担当者

市町村名			
所在地			
作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	電話番号	FAX	メールアドレス

2. 事業計画

事業の名称								
事業実施主体								
事業の目的								
事業の実施方法、内容								
事業の実施体制								
実施期間								
事業の成果目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	目標				
項目	目標							

様式第 1 号の 3

収 支 予 算 書

○ 収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
合 計			

○ 支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 基 礎	備 考
合 計			

様式第4号の2

実績報告書

1. 実績報告書作成担当者

市町村名			
所在地			
実績報告書作成担当者	氏名	所属部局・役職名等	
	電話番号	FAX	メールアドレス

2. 実施した事業の内容

事業の名称															
事業実施主体															
事業概要															
実施期間															
事業による効果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>目標</th> <th>実績</th> <th>達成率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			項目	目標	実績	達成率(%)								
項目	目標	実績	達成率(%)												

様式第4号の3

収支決算書

○収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
合計				

○支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
合計				